

～堤防の刈草を使ってみませんか～  
刈草の引取り希望者を募集します

●刈草の有効活用について

下館河川事務所では、堤防の危険箇所の点検や発見を容易にし、堤防の異常を早期に発見するなど、安全を確保するために定期的に堤防除草工事を年3回実施しています。

今回、堤防除草工事において発生する**刈草の無償提供**を実施します。

●刈草の品質に関する留意点

- ・刈草には取り切れないゴミが若干混入している場合があります。
- ・天候により、刈草には水分を含む場合があります。

●引き取り条件

刈草作業は当方が行いますが、集草作業を行いませんのでご自身で集草・積込、運搬をお願いします。  
刈草を自ら利用される方に限ります。（営利目的の方への提供はできません。）

●引き取りにおける注意事項

- ・当事務所では、**刈草の放射性物質測定を実施していません。**  
（測定は、希望者が実施して下さい。その結果により受け取りを拒否されても問題はありません。）
- ・刈草の提供をうけた方は、持って行かれた刈草の全量について責任をもって使用して下さい。（投棄等しないで下さい。）
- ・刈草の集草・積込・運搬時に、堤防や樋管等の施設に損傷を与えないようお願いします。  
万が一、損傷を与えた場合は、原因者の負担において河川管理者の指導のもとに、原形に復旧していただきます。
- ・機械使用を伴う作業の際、一般の方に迷惑がかからないよう、飛び石等の安全対策には十分配慮して下さい。  
万が一、けが等を負わせた場合は、原因者の責任において対応していただきます。
- ・河川堤防には、いろいろな種類の草が混在しております。希望される方で、用途に適合しているか判断願います。  
万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、河川管理者は一切の責任を負いません。

●提供時期及び提供可能量

- ・刈草の発生時期は、各々若干異なることがありますので、応募の際、ご確認下さい。
- ・希望者が多い場合、希望量を確保できない場合があります。

●申し込み方法

無償提供を希望される方は、上記の内容を確認の上、申し込み書に必要事項を記入の上、郵送、FAX、メールで申し込んで下さい。  
配布の仕方の詳細については、関係機関と調整し、今後お知らせします。

●申し込み期間

- 1次×切 令和4年5月13日（金）まで
- 2次×切 令和4年7月29日（金）まで
- 3次×切 令和4年10月28日（金）まで

【申し込み・問い合わせ先】  
〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753  
下館河川事務所 管理課 維持係  
TEL 0296-25-2169 FAX 0296-25-2170

